法務省矯総第２２５１号
平成１７年　４月　１日制　　定
平成１８年　５月２４日一部改正
平成１９年　６月　１日一部改正
平成２４年　４月　６日一部改正

法務省矯正局事務分掌規程

（局付）

第１条　矯正局に，局付を置くことができる。

２　局付は，局長を助け，局長が特に命ずる事務をつかさどる。

（課長補佐及び管理官補佐）

第２条　各課に課長補佐（補佐官）を，矯正医療管理官に管理官補佐（補佐官）を置く。

２　課長補佐（補佐官）は，課長を補佐し，命を受けて，課の事務を処理する。

３　管理官補佐（補佐官）は，矯正医療管理官を補佐し，命を受けて，矯正医療管理官の事務を処理する。

４　課長補佐（補佐官）又は管理官補佐（補佐官）が２名以上置かれている課又は矯正医療管理官における課長補佐（補佐官）又は管理官補佐（補佐官）の事務の分担は，別に課長又は矯正医療管理官が定める。

５　課長補佐（補佐官）のうち，総括補佐官を命ぜられた者は，局の庶務に関する事務を総括する。

６　課長補佐（補佐官）又は管理官補佐（補佐官）のうち，上席補佐官を命ぜられた者は，課又は矯正医療管理官の複雑困難な事務を担当する。

（法務専門職）

第３条　局長の指定する課に，法務専門職（法務専門官）を置く。

２　法務専門職（法務専門官）は，命を受けて，課の専門的事務に従事する。

３　法務専門職（法務専門官）のうち，上席法務専門官を命ぜられた者は，課の複雑困難な専門的事務を担当する。

（矯正監査官及び矯正監査官補）

第４条　矯正監査室に，矯正監査官及び矯正監査官補を置く。

2　矯正監査官及び矯正監査官補は，命を受けて，矯正監査室の事務を処理する。

（矯正調査官補佐及び矯正調査官付）

第５条　総務課に，矯正調査官補佐及び矯正調査官付を置くことができる。

2　矯正調査官補佐は，矯正調査官を補佐し，命を受けて，矯正調査官の事務を処理する。

3　矯正調査官付は，命を受けて，矯正調査官の事務に従事する。

（係主任）

第６条　局長の指定する係に，係主任を置く。

2　係主任の担当する事務は，別に局長が定める。

（総務課に置く係）

第７条　総務課に，次の７係を置く。

庶務係

人事企画係

共済係

予算係

施設係

法規係

調査係

（庶務係の所掌事務）

第８条　庶務係は，次に掲げる事務をつかさどる。

（１）矯正局長の官印，矯正局印その他の公印の保管に関すること。

（２）矯正局の所掌に係る公文書類の接受，発送，編集及び保存に関すること（調査係の所管に属するものを除く。）。

（３）矯正局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

（４）矯正局の職員の人事並びに教養及び訓練に関すること。

（５）矯正局の所掌に係る経費の予算及び会計に関すること。

（６）矯正局所管の物品の管理に関すること。

（７）矯正局の職員の福利厚生に関すること。

（８）前各号に掲げるもののほか，矯正局の所掌事務で他の所掌に属さないも

のに関すること。

（人事企画係の所掌事務）

第９条　人事企画係は，次に掲げる事務をつかさどる。

（１）矯正局，矯正管区及び矯正施設の機構及び定員に関すること。

（２）矯正管区及び矯正施設の職員の人事並びに教養及び訓練に関すること。

（共済係の所掌事務）

第１０条　共済係は，刑務共済組合に関する事務をつかさどる。

（予算係の所掌事務）

第１１条　予算係は，矯正管区及び矯正施設の所掌に係る経費の予算に関する事務（施設係の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（施設係の所掌事務）

第１２条　施設係は，次に掲げる事務をつかさどる。

（１）矯正施設の整備に関すること。

（２）矯正施設及び矯正管区所管の国有財産の管理及び処分に関すること。

（法規係の所掌事務）

第１３条　法規係は，次に掲げる事務をつかさどる。

（１）矯正に関する法令案の作成に関すること。

（２）矯正に関する訓令案及び通達案の審査に関すること。

（調査係の所掌事務）

第１４条　調査係は，次に掲げる事務をつかさどる。

（１）矯正局の所掌事務に係る広報に関すること。

（２）矯正局の所掌事務に係る資料に関すること。

（３）矯正局の保有する情報の公開に関すること。

（４）矯正局の保有する個人情報の保護に関すること。

（５）矯正局の所掌事務に係る国際協力（国際受刑者移送係の所掌に属するものを除く。）に関すること。

（６）刑事施設視察委員会に関すること。

（７）矯正局，矯正管区及び矯正施設における情報システムの整備，運用，管理その他情報システムに係る事務の能率化に関すること。

（成人矯正課に置く係）

第１５条　成人矯正課に次の７係を置く。

処遇第一係

処遇第二係

処遇第三係

警備係

国際受刑者移送係

作業係

官民協働企画係

（処遇第一係の所掌事務）

第１６条　処遇第一係は，次に掲げる事務をつかさどる。

（１）刑務所，少年刑務所，拘置所及び婦人補導院に収容中の者（以下「刑務所等被収容者」という。）の収容，拘禁，釈放に関すること。

（２）刑務所等被収容者の処遇に関すること（処遇第二係の所掌に属するものを除く。）。

（処遇第二係の所掌事務）

第１７条　処遇第二係は，刑務所等被収容者の改善指導，教科指導及び厚生に関する事務をつかさどる。

（処遇第三係の所掌事務）

第１８条　処遇第三係は，次に掲げる事務をつかさどる。

（１）刑務所等被収容者の分類及び保護に関すること。

（２）犯罪人の指紋その他その個人の識別に関すること。

（警備係の所掌事務）

第１９条　警備係は，次に掲げる事務をつかさどる。

（１）刑務所等被収容者の規律，警備その他これらの施設の保安に関すること。

（２）刑務所等被収容者の移送に関すること。

（３）矯正の事務に従事する職員（少年院及び少年鑑別所の事務に従事する職員を除く。）の非常訓練に関すること。

（４）刑務官の点検及び礼式に関すること。

（国際受刑者移送係の所掌事務）

第２０条　国際受刑者移送係は，国際受刑者移送に関する事務をつかさどる。

（作業係の所掌事務）

第２１条　作業係は，次に掲げる事務をつかさどる。

（１）刑務所等被収容者の作業に関すること。

（２）刑務所等被収容者に係る作業報奨金及び手当金に関すること。

（官民協働企画係の所掌事務）

第２２条　官民協働企画係は，刑事施設等に関する次に掲げる事務をつかさどる。

（１）競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成１８年法律第５１号）第２０条の規定により委託する事業の企画に関すること。

（２）民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）第２条第２項に規定する特定事業の実施に関すること。

（少年矯正課に置く係）

第２３条　少年矯正課に次の５係を置く。

少年院第一係

少年院第二係

少年鑑別所第一係

少年鑑別所第二係

警備係

（少年院第一係の所掌事務）

第２４条　少年院第一係は，次に掲げる事務をつかさどる。

（１）少年院に収容中の者（以下「少年院被収容者」という。）の収容，分類，拘禁，保護及び釈放に関すること。

（２）少年院被収容者の処遇に関すること（少年院第二係の所掌に属するものを除く。）。

（３）少年院被収容者に係る死傷病手当金に関すること。

（少年院第二係の所掌事務）

第２５条　少年院第二係は，少年院被収容者の教科教育，特殊教育，職業補導，訓練及び厚生に関する事務をつかさどる。

（少年鑑別所第一係の所掌事務）

第２６条　少年鑑別所第一係は，次に掲げる事務をつかさどる。

（１）少年鑑別所に収容中の者（以下「少年鑑別所被収容者」という。）の収容，分類，拘禁，保護及び釈放に関すること。

（２）少年鑑別所被収容者の処遇に関すること。

（少年鑑別所第二係の所掌事務）

第２７条　少年鑑別所第二係は，少年鑑別所被収容者の鑑別に関する事務をつかさどる。

（警備係の所掌事務）

第２８条　警備係は，次に掲げる事務をつかさどる。

（１）少年院及び少年鑑別所に収容中の者（以下「少年院等被収容者」という。）の規律，警備その他これらの施設の保安に関すること。

（２）少年院等被収容者の移送に関すること。

（３）少年院及び少年鑑別所の事務に従事する職員の非常訓練に関すること。

（矯正医療管理官に置く係）

第２９条　矯正医療管理官に，次の２係を置く。

保健係

医療係

（保健係の所掌事務）

第３０条　保健係は，矯正施設に収容中の者の給養，保健及び衛生に関する事務をつかさどる。

（医療係の所掌事務）

第３１条　医療係は，矯正施設に収容中の者の医療及び薬剤に関する事務をつかさどる。

附　則

この規程は，平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年５月２４日法務省矯総第３３９７号）

この規程は，平成１８年５月２４日から施行する。

附　則（平成１９年５月３０日法務省矯総第３３７４号）

この規程は，平成１９年６月１日から施行する。

附　則（平成２４年４月６日法務省矯総第１４８２号）

この規程は，平成２４年４月６日から施行する。